

## 久留米市自転車利用促進計画（素案）に対する意見及び市の考え方

### ■ 第 1 章

No.	意見者	意見（要約）	市の考え方
1	団体	市外からの通勤・通学者も市民に含まれると考えるため、策定の目的にある市民に「市外通勤者・通学者を含む」と追加修正または市民の注釈を付けていただきたい。	本計画は市外からの通勤者や通学者も含めて表現しておりましたが、市外からの通勤・通学者への積極的な利用促進を図るため、ご意見を踏まえ加筆修正いたします。 【修正前】 市民や観光等 【修正後】 市民や市外からの通勤及び通学者、観光客等

### ■ 第 5 章 1. はしる「自転車ネットワーク整備」

No.	意見者	意見（要約）	市の考え方
2	個人	自動車の走行速度は自転車より高いため、衝突時の傷病程度を踏まえ、自転車は歩道通行を原則とすべきである。	歩行者の安全性を確保するため自転車通行空間は歩行空間と分離する必要があります。道路交通法に自転車は原則として車道通行と示されており、本市においても自転車は車道通行が原則として考えてまいります。 （原案のとおり）
3	個人	自転車は 10km/h 以下のときには歩道、それ以上の速度は車道を通行とすべきである。	自転車は車道通行が原則ですが、年齢や道路環境及び交通状況によって歩道を通行できます。その際には、道路交通法において自転車は徐行しなければならないことから、走行速度での区分は行う必要がないと考えております。 （原案のとおり）

4	個人	自転車道が整備されていないので、計画の実現には高いハードルがある。歩道と自転車道と車道の明確な分離が理想である。	ご意見のとおり、自転車通行空間の整備には時間を要しますので、効果的に自転車通行空間を確保するために、連続的なネットワークの形成を進めてまいります。 (原案のとおり)
5	個人	現状は、自転車がどこを走っていいかわからない。車道を走るようになっているが、とても危険で走れない。	ご意見のとおり、現在の道路は自転車の通行空間が明確に示されていない状況にあるため、安全に通行できるよう自転車の通行空間の整備を進めてまいります。 (原案のとおり)
6	個人	歩道と車道を分離している縁石と自転車が衝突しそうになり危険である。このような障害の改善から始めるべきではないか。	歩道利用者の安全性を確保するために歩車道境界ブロック（縁石）は必要なものと認識しておりますので、いただいたご意見については、今後、具体的な取組みを進める中での参考にさせていただきます。
7	団体	歩行者の安全性を重視した自転車通行空間の確保は久留米市内全域の共通課題であるため、必要性の高いところは、公平に市内全域を対象に早期に整備して欲しい。	市内全域で自転車通行空間の整備を行いますが、限られた予算の中で効果的に整備を進めるため、まずは、自転車利用状況や自転車関連の事故等を考慮し、必要性の高い路線の整備を進めてまいります。 (原案のとおり)
8	団体	自転車道の不備（分離帯、歩・車道の境界の凹凸等）がある。安全確保のため、十分な対応を望む。	自転車通行空間が十分整備されている状況ではないと認識していますので、いただいたご意見については、今後、具体的な取組みを進める中での参考にさせていただきます。

■ 第 5 章 2. とめる「駐輪環境整備」

No.	意見者	意見（要約）	市の考え方
9	個人	自転車窃盗を徹底的に取り締まることで、治安も変化することが期待される。そこで、自転車登録を有料で義務付け、登録証を確認するよう道路交通法の改正及び条例を制定する必要がある。	自転車の盗難は課題の一つと認識しております。そこで、自転車の盗難が多いと想定される無人で無料の駐輪場において盗難を抑止のための改善を検討することとしております。いただいたご意見については、今後、具体的な取組みを進める中での参考にさせていただきます。なお、自転車登録に関しては、防犯登録が法律で義務付けされております。
10	個人	JR久留米駅と西鉄久留米駅の駐輪場を利用したが不便だ。駐輪場を駅に近接する位置に移動して無料にしたら、駐輪場の利用台数が増えて放置自転車が激減した事例がある。	ご意見のとおり、駐輪場までの距離が駐輪場を利用しない理由の一つであり、利用者のニーズを踏まえて駐輪環境整備に取り組むこととしております。 (原案のとおり)
11	個人	遠い駐輪場に停めると買ったものが荷物になるので、買物を抑制することになる。	ご意見のとおり、駐輪場までの距離が駐輪場を利用しない理由の一つであり、利用者のニーズを踏まえて駐輪環境整備に取り組むこととしております。 (原案のとおり)
12	団体	駐輪環境整備の施策3及び取組み9において、保育所・幼稚園の送迎に自転車を利用する市民も多い。「保育・教育施設」を追加してほしい。	子育て世帯への自転車の利用促進も重要であると認識しておりますが、ご意見にあります保育所及び幼稚園については事業所の一つとしての取扱いを考えておりますので、本計画における事業所の考え方について別途説明を追加いたします。

■ 第 5 章 3. まもる「意識啓発活動」

No.	意見者	意見（要約）	市の考え方
13	個人	自転車の取締りの実効性を高めるため、道路交通法を改正すべきである。4歳以上のひとは講習（30分以内）受講後に修了証を交付し、4歳未満は保護者との伴走を義務付ける。また、違反者への反則金制度を設ける。道路交通法の改正が困難であれば、条例を制定することも一案である。	子どもから高齢者まで、それぞれの年齢層によって効果的な意識啓発活動は必要と考えており、計画書にその実施を明記しております。また、自転車の交通安全に対する市民意識を向上するため、まずは、自転車利用に関する制度やルールづくり等を検討してまいります。 (原案のとおり)
14	団体	意識啓発活動の施策2において、市民には意識啓発が特に大切であるため、「…セーフコミュニティとの…」に「職場」を追加してほしい。	職場での意識啓発活動は必要であると考えており、ご意見については、施策1の取組み3にイベントや事業所等での意識啓発活動を実施することとしております。 (原案のとおり)
15	団体	自転車の販売業者が購入者に、ルール・マナー啓発資料を渡すことを、交通ルールを遵守する必要性を認識する機会の提供の一手法として検討していただきたい。	自転車購入時の啓発活動は認識しており、意識啓発活動の施策1の取組みとして表現が不足しておりましたので、ご意見を踏まえて、取組み5に加筆修正いたします。 【修正前】 メディアを使った効果的な広報活動等の展開を図ります。 【修正後】 メディアを使った効果的な広報活動、自転車販売店での意識啓発等の展開を図ります。

16	団体	意識啓発活動の取組み3において、保育所や幼稚園の送迎に自転車を使うことが可能になっているが、意識啓発の機会が少ないと思われるため、「…イベントや事業所等…」に「保育・教育施設」を追加してほしい。	子育て世帯への自転車の利用促進も重要であると認識しておりますが、ご意見にあります保育所及び幼稚園については事業所の一つとしての取扱いを考えておりますので、本計画における事業所の考え方について別途説明を追加いたします。
----	----	---	--

■ 第5章 4. いかす「利用促進」

No.	意見者	意見（要約）	市の考え方
17	団体	久留米は優秀な競輪選手を輩出しているにも関わらず、市民にあまり知られていない。特にガールズはオリンピックにむけ、優秀な久留米出身の選手が育っている。 サイクルイベントに久留米出身の選手などを招待したイベントやガールズ競輪の試合を誘致していただきたい。市民の自転車への関心を深めることで、自転車の利用促進につなげることができるのではないかと。	ご指摘のとおり、久留米市は多くの競輪選手を輩出しており、利用促進活動における施策1の取組み3のなかで、競輪場を活用して利用促進を図ることとしております。 (原案のとおり)
18	団体	久留米市コミュニティサイクル「くるくる」が供用開始されたが、利用料が高い。より多くの人に気軽に利用してもらうために、料金の引き下げを検討していただきたい。	本年6月から久留米市コミュニティサイクル「くるくる」を運用開始しております。更なる利用促進に向けて改善を図っていくため、いただいたご意見については、今後、具体的な取組みを進める中での参考にさせていただきます。

■ 第 6 章 優先的な取り組み

No.	意見者	意見（要約）	市の考え方
19	個人	歩道と自転車道をセットとして、できるところから整備を進めていただきたい。市民の意識を高めるためにモデル地区を設定することが効果的かもしれない。	モデル地区の設定と同様の考えとなりますが、まずは、自転車の利用が集中し、自転車の交通事故が多く発生している「まちなか」を中心として整備する路線を選定し、歩行者の安全性を確保するため、歩行空間と自転車通行空間を分離して整備を進めてまいります。 (原案のとおり)